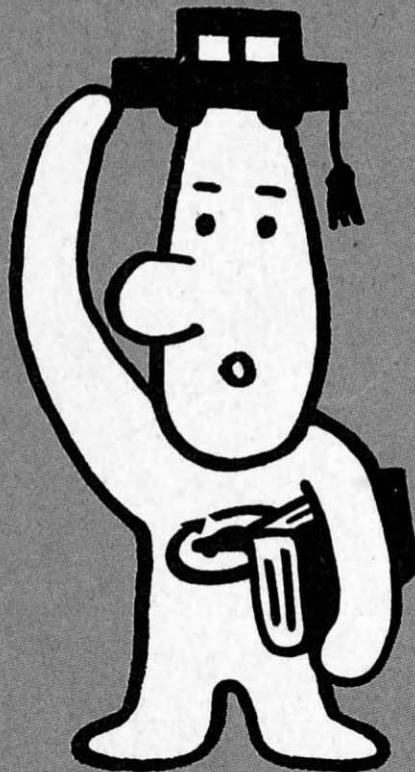


自動車リサイクル法



2005.1.1

スタートです。

2005年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」がスタートしました。自動車をお持ちのすべてのさんは、リサイクル料金を支払わなければなりません。

こうしてできた 自動車リサイクル法

私たちの生活に欠かせない自動車は、国内で年間約40万台が廃車されています。廃車された自動車は、現在解体業者や破碎業者によって総重量の約80%がリサイクルされています。残りの約20%はシュレッダースト(自動車の解体・破碎後に残る廃棄物)として主に埋め立て処分されています。

しかし、日本では、産業廃棄物の最終処分場はもう残り少なく、シュレッダーストの埋立処分量を減らす必要性に迫られています。加えて、最終処分にかかる費用の高まりや、鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動などにより、これまでのリサイクルシステムが機能しなくなりつつあることから、不法

投棄や不適正処理などが心配されています。

また、カーエアコンに冷媒として充てんされている「フロン類」はきちんと処理されないとオゾン層破壊や地球温暖化を引き起こす原因となり、「エアバッグ類」も、適正処理の必要性が高まっています。こうしたことから新しい自動車のリサイクルの仕組みとして「自動車リサイクル法」が始まりました。

※自動二輪車については、平成16年10月1日からリサイクルが始まっています。

